

制定 平成06年07月02日

改定 平成30年06月23日

愛知工業大学機械学科同窓会会則

第1章 総則

第1条 愛知工業大学機械学科同窓会（以下本会とする）は瑞若会（愛知工業大学同窓会）の学科別同窓会とし、事務連絡先は愛知工業大学機械学科内に置く。

第2条 本会は、母校の発展に寄与し、会員相互の親睦向上を図ることを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会は、以下の会員をもって組織する。

- 1) 正会員 愛知工業大学機械工学科及び機械学科の卒業生
並びに愛知工業大学工学研究科（生産システム工学・生産建設工学専攻及び機械工学専攻）の修了者。
- 2) 特別会員 愛知工業大学機械工学科・機械学科の現旧教職員。
- 3) 名誉会長・名誉会員 必要に応じて置くことができる。

第3章 役員

第4条 本会には、以下の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 監事 2名
- 4) 理事 各卒業年次から選出することができる。
- 5) 顧問 置くことができる。

第5条 本会の役員は、理事会で候補者を選出し、総会で承認する。

第6条 本会の役員の職務は以下とする。

- 1) 会長は、本会の代表として会務を総括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長の職務を代行することができる。
- 3) 監事は、本会の会計監査を行う。また、会の運営に関して意見を述べることができる。
- 4) 理事は、理事会を組織し、本会の運営に当たる。
- 5) 理事会内に常任理事会を組織し、本会の会計および事務的会務を行う。
尚、常任理事には愛知工業大学機械学科に勤務する会員を当てる。
- 6) 顧問は、会長の要請により会に参加し意見を述べるすることができる。

第7条 第4条の役員任期は、原則として会員総会から次期会員総会の当日までとする。

但し、再任を妨げない。

第4章 組織

第8条 本会は、以下の機関を置く。

- 1) 会員総会
- 2) 理事会
- 3) 常任理事会

第9条 第8条の機関への参加者は以下とする。

- 1) 会員総会 正会員・特別会員・顧問
- 2) 理事会 正副会長・監事・理事
- 3) 常任理事会 正副会長・監事・常任理事

第10条 会員総会は、原則として3年ごとに開催する。

尚、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第11条 第8条に規定する各機関の議決は、出席者の過半数の同意により決する。

第5章 会計

第12条 本会の運営費は、瑞若会からの交付金・寄付金および雑収入をあてる。

第13条 本会で懇親会等を開催する時、参加会費を徴収することができる。

第14条 会計期間は、会員総会から次期会員総会の前日までとする。

附則

1. この同窓会規則は、平成6年7月2日より施行する
2. この規則は、平成24年07月07日より改正施行する。
3. この規則は、平成30年06月23日より改正施行する。